

病院内での携帯電話・スマートフォン等の使用方法が変わりました

国の「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」が改定されたことから、奈良県立医科大学附属病院での携帯電話・スマートフォン等の使用方法を見直しました。

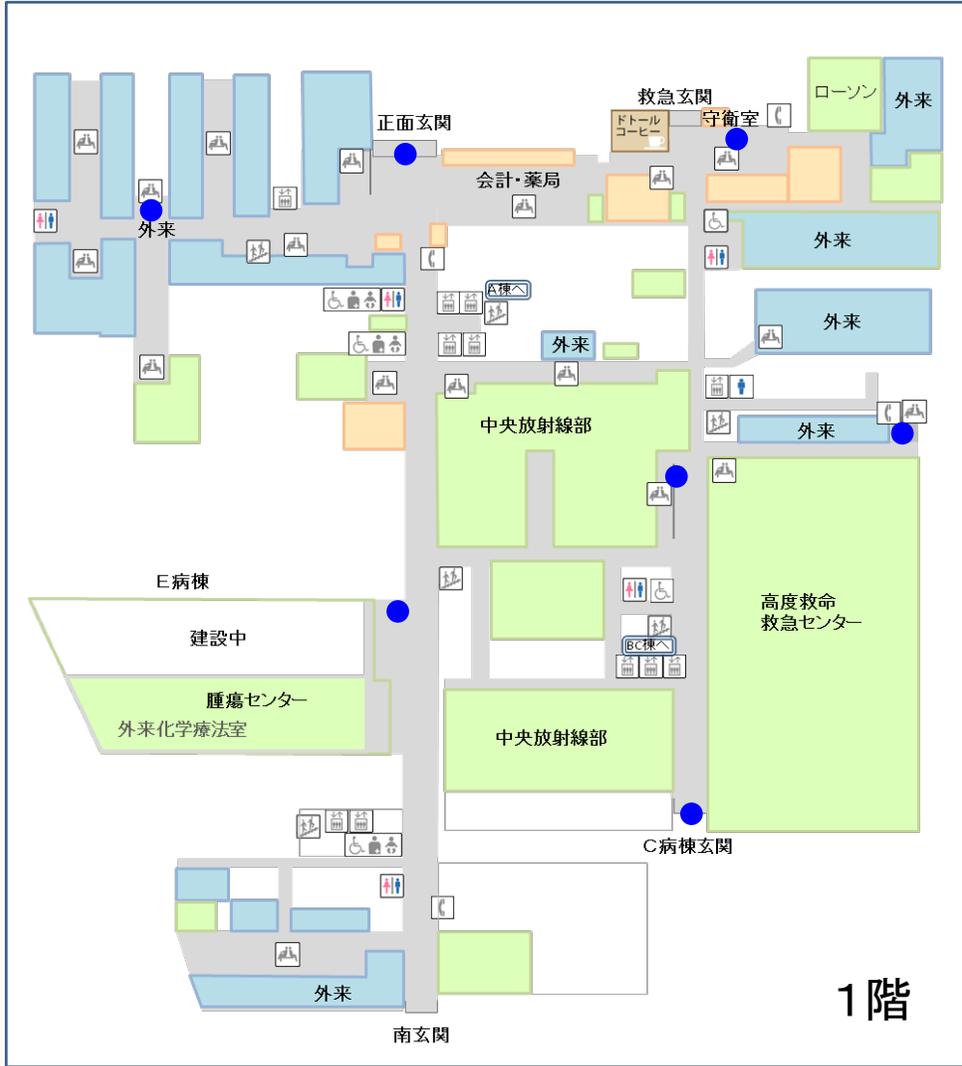
- 院内ではマナーモードに設定してください。
ただし、「携帯電話使用禁止エリア」マークの掲示場所では電源を切ってください。
- 通話は「携帯電話通話可能エリア」マークを掲示している場所をお願いします。
- 他の患者さんのご迷惑にならないようにご使用ください。
- 診療上の理由等により、使用可能エリア内であってもご使用をお控えいただく場合があります。その際は、職員の指示に従ってください。
- プライバシー保護のため、無許可の院内での写真撮影・ビデオ撮影・録音はご遠慮ください。

【 エリアごとの通話・メール Web の利用について 】

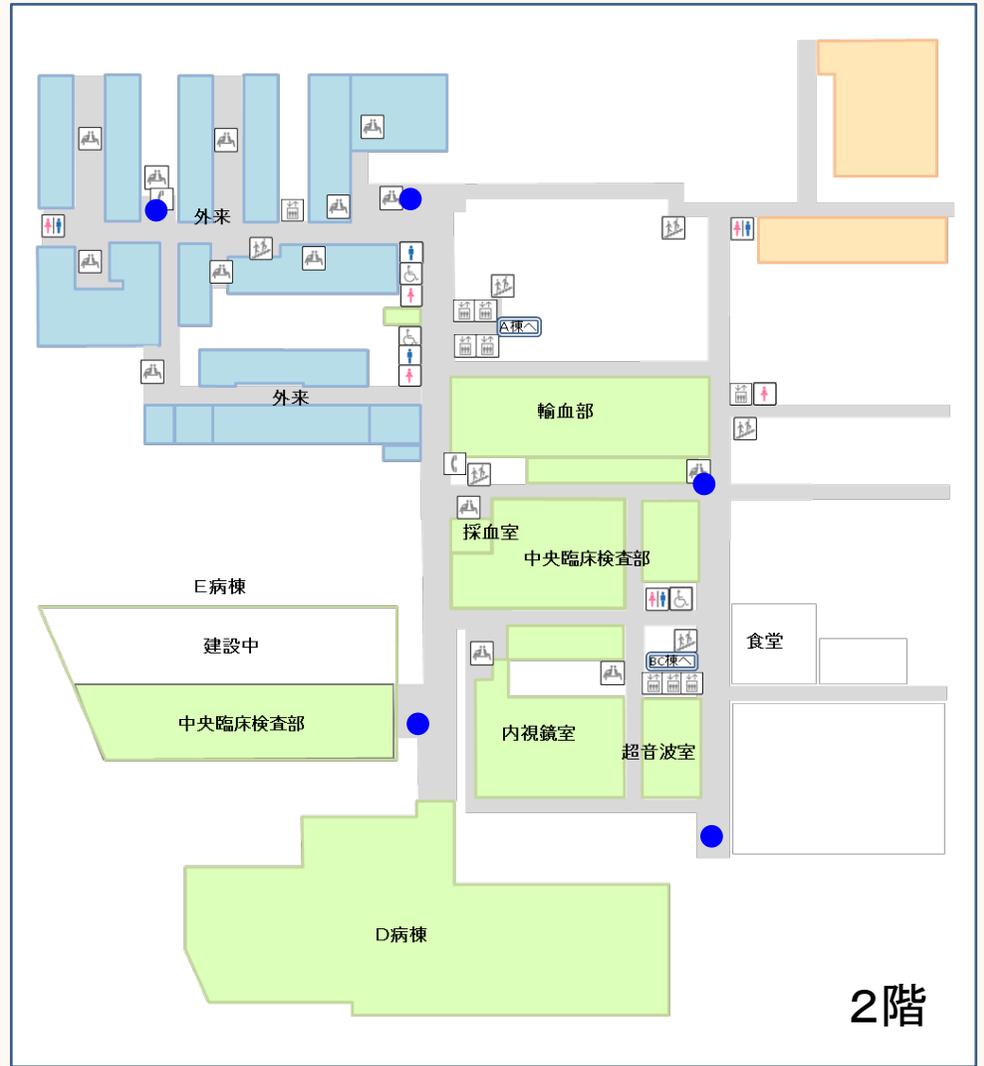
区分	部屋等	通話	メール・Web 等	エリアごとの留意事項
共用 エリア	「携帯電話通話可能 エリア」マークのある 場所	○	○	「携帯電話通話可能 エリア」マーク (右図) 
	上記以外の待合・廊下 等	×	○	外来診療科待合での通話はご遠慮 ください。
診察室	診察室	×	×	
病棟	病室 (個室)	○	○	
	病室 (個室以外)	×	○	
	デイルーム	○	○	「携帯電話通話可能エリア」マークを 掲示しています。
治療 ・検査室	手術室、集中治療室 (ICU、NICU 等)、 検査室、透析室等	×	×	手術室・集中治療室は 電源を切ってください。 集中治療室前には「携 帯電話使用禁止エリ ア」マーク (右図) を 掲示しています。 
	化学療法室	○	○	
その他	食堂	×	○	

- ※ 職員が持っている電話機は微弱な電波の医療用 PHS を使用しています。
医療業務で必要がある場合は通話禁止エリアでも通話等を行うことがあります。
- ※ 通話禁止エリアであっても診療上必要な場合は、医師、看護師等職員が通話等を許可する場合があります。
- ※ 通話可能エリアであっても、電波状況等により通話できない場合があります。
- ※ 病室及び化学療法室には「携帯電話通話可能エリア」マークを掲示していません。

携帯電話・スマートフォン等通話可能エリアマップ



1階



2階

● 「携帯電話通話可能エリア」
マーク掲示場所



通話可能
エリア

1・2階以外は、「携帯電話通話可能エリア」マークを掲示している場所のみ通話可能です。
なお、通話可能エリアの病棟の病室（個室に限る）及び化学療法室には、「携帯電話通話可能エリア」マークを掲示していません。